

日本博2.0事業（委託型・補助型共通）Q&A

【申請について】		
No.	質問	回答
1	委託型と補助型の定義、違いについて教えてください。	<p>委託型と補助型は、基本的には採択する事業内容には違いはありませんが、事業者の要件や金額面で違いがあります。それぞれの特徴は以下の通りです。</p> <p>●委託型 委託型は、国の委託費を充当して実施するものであり、国から日本博2.0事業実施の委託を受けた日本芸術文化振興会（日本博事務局）から各団体に再委託します。 本来国が実施すべき事業内容を各団体へ再委託することになりますので、国や日本芸術文化振興会から事業実施方法等に関する要望、場合によっては事業内容の修正、改善等を求めることもあります。 また、賃金や謝金、旅費等の金額についても、原則として当方の規定に従い事業を遂行していただくことになります。</p> <p>●補助型 補助型は、団体が実施する事業のうち、募集内容に適しているものに対して補助金を交付します。 事業の主体は各団体となるため、事業の実施方法等については原則団体の裁量に委ねられております。 (応募内容から大きく外れたり、著しく日本博2.0事業のイメージを損ねる場合等においては、改善を求めることがあります) なお、補助型においては、地方公共団体の応募は受け付けておりません。</p> <p>金額面での違いについては、 委託型は事業の実施に必要な経費の全額が支払われる一方（ただし、事業の遂行により直接的に生じた収入額は差し引く）、補助型は対象経費のうち半額補助が基本となります。 上限額については、委託型は原則6千万円を上限に予算の範囲内で決定予定（ただし、実施期間・実施規模・取組内容に応じて1億円まで要望が可能（予定））、 補助型については原則3千万円を上限に予算の範囲内で決定予定（実施期間・実施規模・取組内容に応じて5千万円まで要望が可能（予定））です。 詳しくは、公募開始時に公開する企画提案要領（委託型）・募集案内（補助型）をご確認ください。</p>
2	同一の内容を芸術文化振興基金助成事業や国（文化庁等）の他の事業に併願することは可能ですか。	可能です。様式1の「他事業等への応募状況」に記載してください。 なお、複数の事業で採択された場合には、その旨を事務局へ申告していただき、経費が重複しないよう調整する必要があります。
3	同一事業者から複数の申請を行うことは可能ですか。	特に制限を設けませんが、実施体制や資金計画等も踏まえた実現可能性を勘案し総合的に判断しますので、内容を精査・厳選した上で申請してください。
4	同一の内容を委託型と補助型に併願することは可能ですか。	併願は不可となります。

日本博2.0事業（委託型・補助型共通）Q&A

5	令和7年度の企画提案にあたって注意すべきポイントは何ですか。	<p>令和7年度は日本博2.0の最終年度であることから、インバウンドの増が大きく見込まれる工夫・仕掛けが必須です。令和6年度に日本博2.0事業を実施した事業者は、令和6年度までの成果実績を踏まえ、令和7年度にインバウンドの増が数値として見込まれる企画内容である必要があります。</p> <p>新規事業の場合においても、令和7年度成果としてインバウンドの増が見込まれる企画としてください。日本博2.0事業として実施する内容がニーズ調査だけである等、令和7年度におけるインバウンドの増が数値として期待できない企画や費用対効果が低いと思われる企画は採択されない場合があります。</p> <p>また、公募概要に記載のとおり、開催時期が著しく限定されるなどインバウンドの参加が困難な単発のイベント開催が主目的となっているもの、インバウンド需要に対する関連性が乏しいもの、令和8年度以降の継続性が認められないものは対象となりません。</p>
6	当社は文化施設と連携し、その施設の磨き上げを行う提案の提出を検討しています。提案書は当社が文化施設の意向を踏まえて作成し、採択された場合、事業実施報告等も当社が行う計画です。この場合、連携先の文化施設名は申請名義にどのように表現すればよいのでしょうか。	<p>支出を含め、事業の全てを申請者の責任のもとで実施するのであれば、単独の名前で申請してください。文化施設と共同で内容を企画し、文化施設においても直接実施する部分があるのであれば、当該文化施設で共同事業体を作り、共同事業体として申請してください。</p> <p>採択された場合は、申請団体を契約相手先（受託者）とし、精算手続き（請求書の徵取・支払等）等も行うことになり、受託者が直接支出する経費のみを委託経費として認めます。連携先や共催者による直接支出は委託経費として認めません。</p> <p>また、審査においては、令和8年度以降の事業の継続性も評価します。文化施設と連携して行う事業がイベントを開催するだけで終了するもの、コンテンツを制作するだけで終了するといったものは不適当ですので、申請名義や支出の分担といった形式以上に、真に日本博2.0事業の目的にかなう事業内容となるよう、検討してください。</p>

【経費について】		
No.	質問	回答
1	各経費の内訳は、どの程度まで明らかにする必要がありますか。	「一式」ではなく、内訳を明らかにしてください。再委託についても、費目・種別ごとに明らかにする必要があります。なお、発注額が100万円（税込）以上の経費等については、補足資料として参考見積等の積算根拠を添付していただきます。詳しくは公募開始時に公開される委託型「企画提案要領」、補助型「募集案内」をご参照ください。
2	物品販売等に関する経費を対象経費に計上できますか。	原則として、事業の趣旨を踏まえ委託・補助事業の一部として実施が必要と認められる場合のみ対象となります。また、物品販売に限らず、事業実施により直接的に生み出された売上は収入に計上してください。 事業収入について詳しくは公募開始時に公開される委託型「企画提案要領」、補助型「募集案内」をご参照ください。 なお、日本博2.0は磨き上げによる満足度向上を目的としていますので、物品販売そのものを主目的とする取組は原則として本事業の範囲外で実施するようにしてください。物品販売に係る経費を対象経費として計上せず、事業の範囲外で物品販売を実施する場合は、収入を計上する必要はありません。
3	委託費・補助金の支払い時期はいつ頃ですか。また、概算払は可能ですか。	原則的には事業完了後の精算払いですが、事業の円滑な遂行のため必要と認められた場合は、事業完了前の概算払いも可能です。ただし、国（文化庁）から日本博事務局への支払準備が整った後の概算払いとなりますので、各受託者の希望する時期に沿えない場合があります。

日本博2.0事業（委託型・補助型共通）Q&A

4	実行委員会形式の場合も人件費は計上できますか。	実行委員会で直接雇用するのであれば人件費を計上可能です。 なお、事業の精算の際には、従事した時間に対して時間単価での計上となります。当該従事者の勤務管理簿（規定様式あり）のほか、雇用契約書等の雇用を証明する書類、支給明細・振込明細等の支払いが確認できる証憑、算出根拠等の提出が必要になります。
5	再委託事業者は今後プロポーザルなどの実施により選定予定なので、申請書には未定の旨を記載すればよいですか。	再委託先が未定の場合は、再委託の相手方を記載する欄に「未定」と記載して構いませんが、想定している委託の範囲及びその必要性、金額等については記載してください。 なお、採択された場合は、再委託先が決まり次第、再委託承認申請の手続きが必要となります。
6	インボイス影響額を計上するケースについて教えてください。	インボイス影響額は、消費税課税対象となる取引のうち、インボイス登録のない個人事業主や個人への謝金等、インボイス登録のない相手方（適格請求書が発行されない相手方）へ発注する場合のみ計上可能です。経過措置の適用の有無に応じて課税取扱欄は選択してください。 インボイス影響額の計上は任意ですので、計上しない場合には空欄で構いません。 また、現時点で不明な場合や、インボイス登録事業者（適格請求書発行事業者）へ発注する場合もインボイス影響額は空欄としてください。

【提出書類について】

No.	質問	回答
1	実行委員会を設立したばかりで実績がない場合、財務諸表は何を提出すれば良いですか。	予算書または実行委員会の主体となる事業者（会計を担当する事業者）の財務諸表を提出してください。 任意団体については要件として「自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること。」としております。採択された場合には、中核となる法人等で会計を担当する場合においても、中核となる法人の本体業務の支出とは区別して会計するようにしてください。 なお、要領に記載のとおり、委託型は「役務の提供」に該当することから、経費全体が課税対象となります。任意団体の場合にも税申告等が必要となりますのでご注意ください。 ※実行委員会の会計処理についてはNo. 2のQ&Aもご確認ください。

日本博2.0事業（委託型・補助型共通）Q&A

2	実行委員会を設立しておりますが、簡易な收支予算書及び決算書しかございません。貸借対照表のような詳しい書類が必要でしょうか。	<p>任意団体に求める会計処理の要件として以下を想定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計書類（財務諸表、帳簿、証拠・証憑等）は5年間保存し、文化庁や会計検査院の厳格な実地検査の対象となるため、中核となる法人の財務諸表・会計規程があること。 ・①任意団体は法人格を有する団体へ移行する、②法人化が困難な団体も財務諸表等の公開を義務付けること。 <p>なお、前述のとおり中核となる法人の会計規定等により中核団体で会計を担当する場合においても、中核団体の業務の支出とは区別して会計するようにしてください。</p> <p>また、要領に記載のとおり、委託型は「役務の提供」に該当することから、経費全体が課税対象となります。任意団体の場合にも税申告等が必要となりますのでご注意ください。</p> <p>日本博2.0事業の財源は文化庁予算のため、この要件に即した厳しい取組を行っています。</p> <p>そのため原則として財務諸表や会計規程を持ち合わせていることを想定しており、事業の実施に必要な運営上の基盤を有しているか、といった点も審査・評価の対象に含まれます。</p>
3	提出書類一式のうち、変更・修正したい箇所があるのですが、どうすればよいでしょうか。	<p>受付期間内であれば、変更・修正した提出書類一式で再申請してください。</p> <p>再申請をした場合は、その旨を問い合わせ以下メールアドレス宛にご連絡ください。</p> <p>委託型 : nihonhaku2@ntj.jac.go.jp 補助型 : nihonhaku3@ntj.jac.go.jp</p>
4	事業内容に関する情報や、補足資料はどのように書けばいいのでしょうか。	<p>企画提案書様式に記載する事業内容は、制限文字数内におさまるよう簡潔で端的に記載してください。</p> <p>補足資料は企画提案内容を画像や図表等で視覚的に補足すると共に、様式には書ききれない各取組の具体的な狙いやコンセプト、手段等を盛り込んで効果的にご活用ください。</p>
5	公募期間は1月30日までの予定とのことです が、すべての書類の提出期限が1月30日までということでしょうか。	<p>ご認識のとおりです。提出書類のすべてを受付期間の締切期日までに提出してください。企画提案要領に記載のとおり、不備があると受付できない場合がありますので申請の際は十分にご確認ください。不備・不足がある場合でも事務局より連絡は行いません。</p> <p>※審査の過程において記載内容に関して審査・評価委員から質問がある場合には必要に応じて申請団体へ問い合わせる場合があります。</p>
6	令和6年度書式にあった「（2）インバウンド需要に応えるためのサービス等の充実【任意取組】」が令和7年度の書式にはありませんが、どのように記述したらよいですか。	<p>令和7年度申請では必須取組と任意取組の区分けをなくしました。</p> <p>「インバウンド需要に応えるためのサービス等の充実に関する取組」がある場合は、[1]「当該文化資源を磨き上げるための取組」に記載してください。</p>

日本博2.0事業（委託型・補助型共通）Q&A

7	令和6年度にも採択を受けており、定款・財務諸表は、令和6年度申請時に提出していますが、再提出の必要がありますか。	令和6年度の採択事業者については、定款は令和6年度申請から変更がある場合のみ、財務諸表は直近1か年度のみ提出してください。
8	令和7年度の様式では、誓約書に〈印〉の欄がありませんが、今回から不要ということでしょうか。	押印や手書きの署名は不要です。データ入力をお願いします。
9	(4) 補足資料【様式自由】は申請後、外部に公開されますか。	補足資料を含め申請書類の外部への公開はありません。
10	企画提案書【様式1】の来訪者数・満足度の目標と実績で、数値をとっていないところは空欄で構いませんか。	数値をとっていない場合は空欄で構いません。

日本博2.0事業（委託型・補助型共通）Q&A

【事業内容について】		
No.	質問	回答
1	海外において実演等を行い、ニーズ調査などのプロモーション活動を行いたいが対象事業として認められるか。	海外におけるプロモーション活動を行った結果、インバウンド増が大きく見込めるのであれば、業務の一部を当該活動に充てることは可能です。その際の海外渡航費、イベント費用も対象となります。ただし、日本博2.0事業は訪日外国人旅行者に向けた事業であり、基本的には国内で行う業務を対象としていますので、例えば海外における取組が大部分を占めることは認めておりません。また、公募概要に記載のとおり、令和7年度は日本博2.0の最終年度であることから、ニーズを調査するのみで終了する取組は不適当です。
2	大阪・関西万博と連動して事業を実施するものとして2億円を上限に要望する場合、連動に関する具体的な要件はありますか。	連動に関する詳細な要件はありませんが、委託型企画提案要P.3の「I.本事業の目的」に沿った内容であることが前提です。また、審査は同要領P.6に掲げる「評価の観点」に沿って行い、事業の面的な広がりや令和8年度以降の継続性（中期的な展望及びファン層獲得並びに資金面）等も評価されます。万博会場でのイベント開催が主目的となっているもの、インバウンド需要への関連性が乏しいもの、令和8年度以降の事業の継続性が認められないものは対象と認めません。